

久喜市告示第 2 8 7 号

久喜市自転車等放置防止条例（平成 2 2 年久喜市条例第 1 9 2 号）第 1 0 条第 1 項及び第 4 項の規定により自転車等を撤去し保管したので、同条例第 1 1 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 7 月 3 0 日

久喜市長 貴 志 信 智

記

告示事項 別紙のとおり

別紙

[illegible]